

県立学校の教職員の皆さんへ
(不祥事根絶に向けた高知県教育長による緊急メッセージ)

令和7年1月24日

本県の多くの教職員の皆さんには、日々、子どもたちのために、学級・学校運営や授業改善、様々な支援など、懸命にご努力をしていただいております、深く感謝をしております。

しかしその一方で、皆さんご存じのとおり、昨年度来、誠に遺憾なことながら、教職員による不祥事が相次いで発生しています。

この一部の教職員による不祥事が、多くの教職員の努力の積み重ねを崩し、本県の公教育の信用を失墜させています。そして、教職員による不祥事によって、子どもたちも含めて様々な人々が傷ついている実態があります。

令和5年度は、免職5人、停職4人、戒告1人の合計10人の懲戒処分事案が生じており、本県教育に対する県民からの信頼が著しく損なわれる状況にありました。この本県教育界の厳しい状況に、県教育委員会も危機感を持って不祥事防止対策を強化し対応してきたところです。

しかしながら、今年度に入っても不祥事の発生は止まらず、既に令和7年1月24日時点で、免職5人、停職3人、減給2人の10人の懲戒処分を行っています。

特に今年度は、わいせつ事案による懲戒処分が多く発生しています。私たちは、児童生徒を守り、大人へと導く責務をまず第一に持つ者です。その者が自分の使命を忘れ、「魂の殺人」とも言われる「性暴力」「わいせつ行為」等を行うことは断固として許されるものではありません。

まして、あろうことか教職員が、児童生徒に対し、その尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与える「性暴力等」を行い、懲戒処分を受けるという言語道断である事案が本県で発生しています。

一般的な話として、「児童生徒との交際関係があった」「相手の児童生徒に『同意』があった」という主張は全くもって成立しません。「教育職員等による児童生徒性暴

力等の防止等に関する法律」における「児童生徒性暴力等」にあたる行為は、県教育委員会として、「懲戒免職」を基本とする厳正な対応を行います。

また、本県において飲酒運転により懲戒処分を受けた事案も発生しています。

「飲酒運転」は、「人の生命を危険にさらす行為」です。かつて人の生命が飲酒運転により危険にさらされ、あるいは失われるような事案が発生し、そのような背景をもって、飲酒運転が厳罰化されてきたことに改めて一人一人が思い至る必要があります。

県教育委員会としては飲酒運転に対しても原則「懲戒免職」とするなど、厳しい姿勢で臨んでいます。なお、これは、自動車だけではなく、自転車も含まれます。

今一度考えていただきたいと思います。

不祥事を起こすことによって、自身は職を失ったり、氏名等の公表によって社会的制裁を受けることがあることはもちろん、どれだけ多くの子どもたちや保護者、同僚たちを苦しめているのかを。また自分の家族に涙を流させているのか、さらには学校や教育界の信用を失わせしめているのかを。各自がもっともっと想像力を働かせなければなりません。

そして、この非常事態にあって、子どもたちや県民の皆様からの信頼をいただく教育界とするために、今一度、不祥事を「自分ごと」として捉え、自分の考えや言動を見つめ直すことが必要です。そのうえで、自分が、また所属する組織が、今、行うべきは何なのか、主体的に考え話し合っていきたいと思います。そして、各学校に置かれた不祥事防止委員会等も活用しながら、全員が思いを共有して行動することが重要となります。

子どもたちや同僚、そしてご家族を裏切ることなく、皆に誇れる自分であり続けるよう、そして学校教育に携わるプロとして県民の期待に応える教育を、子どもたちのよりよい成長を実現していく教職員であるよう強く願い、また期待しています。

私たちも全力を上げて学校を、皆さんを支援していきます。皆さんのご理解とご協力、そして行動を心の底からお願いいたします。